

E-18

海小移位車基團  
法華聖經

000  
24  
EM  
BRARY

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 8. 21	000
登録No. 13386	23.4
	EM

海外移住事業団法案要綱

(目的)

第一 海外移住事業団は、移住者の援助及び指導その他海外移住の振興に必要な業務を国の内外を通じ一貫して効率的に行なうことを目的とするものとする。

(法人格)

第二 海外移住事業団(以下「事業団」という。)は、法人とするものとする。

(事務所)

第三 事業団は、主たる事務所を東京都に置くものとする。

2 事業団は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができるものとする。

(資本金)

第四 事業団の資本金は、設立に際して政府から出資される八億円と事業団に承継される日本海外移住振興株式会社に対する政府の

JICA LIBRARY



1023689171

出資額との合計額とし、政府がその全額を出資するものとする  
こと。

2 政府は、必要があると認めるときは、事業団に追加して出資す  
ることが出来るものとする。

(役員)

第五 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事  
二人以内を置くものとする。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人  
以内を置くことが出来るものとする。

(役員職務及び権限)

第六 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理するものとする  
こと。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業  
団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、  
理事長が欠員のときはその職務を行なうものとする。

3 監事は、事業団の業務を監査するものとする。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは理事長又は理事長を通じて外務大臣に意見を提出することができる。

(役員 の 任命)

第七 理事長及び監事は、外務大臣が任命するものとする。

2 理事は、外務大臣の認可を受けて理事長が任命するものとする。

(役員 の 任期)

第八 理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とするものとする。

2 役員は再任されることができるとすること。

(役員 の 欠格条項)

第九 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

のとする事。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

（運営審議会）

第十 事業団に、運営審議会を置く事。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する事。

3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べる事ができるものとする事。

4 運営審議会は、委員十五人以内で組織する事。

5 委員は、事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する事。

6 委員の任期は、二年とする事。

（業務の範囲）

第十一 事業団は、第一の目的を達成するため次の業務を行なう。

一 海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうこと。

二 海外移住に関し、相談に応じ、及びあつせんを行なうこと。

三 移住者に対して、訓練及び、講習並びに、渡航費の貸付け及び支度金等の支給を行なうこと。

四 移住者の渡航に関し、宿泊施設の提供、引率その他援助及び指導を行なうこと。

五 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について相談に応じ、及び指導を行なうこと。

六 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行なうこと。

七 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあつせんを行なうこと。

八 移住者及びその団体で海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付

け、及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証すること。

九 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者（移住者及びその団体を除く。）に対し、その者が移住者をその事業に受け入れることが確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに関してその事業に必要な資金を貸し付けること。

十 前九号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、第一の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項第十一号に掲げる業務を行なおうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項に掲げる業務を外国において行なう場合には、当該国の法令の定めるところによるものとする。

（業務の委託）



第十~~四~~ 事業団は、必要があるときは、外務大臣の認可を受けて、その指定する地方公共団体その他の団体に第十一第一項各号に掲げる業務（第二号に掲げる業務のうちあつせんに係る業務及び第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る業務を除く。）の一部を委託することができるものとする。

（基本方針）

第十三 外務大臣は、毎事業年度、事業団の業務について基本方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

（業務方法書）

第十四 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とすること。

（区分経理）

第十五 事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところ

ろにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理するものとする。

一 第十一第一項第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る業務及びこれに附帯する業務に係る経理

二 第十一第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

三 第十一第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

(事業計画等の認可)

第十六 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とすること。

(財務諸表)

第十七 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当

該事業年度の終了後四月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けるものとする。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があるとき、事業団の申し出により、二月をこえない範囲において、前項の期間を延長することができる。

3 事業団は、第一項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけるものとする。

(利益及び損失の処理)

第十八 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てること。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、

前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理すること。

(交付金の交付)

第十九 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができるとすること。

(監督)

第二十 事業団は、外務大臣が監督するものとする。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるとすること。

(連絡等)

第二十一 事業団は、その業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 地方公共団体は、事業団に対し、その業務の運営について協力

するよう努めるものとする。

(解散)

第二十二 事業団の解散については、別に法律で定めるものとする  
こと。

(協議)

第二十三 外務大臣は、次の場合にはあらかじめ大蔵大臣に協議し  
なければならぬものとする。

一 業務方法書、事業計画、資金計画、予算等を認可しようとする  
るとき。

二 財務諸表等を承認しようとするとき。

三 財産の処分等の制限、財務及び会計等に関する省令を定めよ  
うとするとき。

四 余剰金の運用に関する指定等をしようとするとき。

2 外務大臣は、次の場合にはあらかじめ関係各大臣に協議するも  
のとする。

一 第十一の第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第十三に規定する基本方針を定めようとするとき。

(罰則)

第二十四 必要な罰則を定めるものとする。

(附則)

第二十五 必要な附則を定めるものとする。

事業団の設立手続等、税法上の特別措置法等について必要な規定を定めるものとする。

## 海外移住事業団法案要綱

### (目的)

第一 海外移住事業団は、移住者の援助及び指導その他海外移住の振興に必要な業務を国の内外を通じ一貫して効率的に行なうことを目的とするものとする。

### (法人格)

第二 海外移住事業団（以下「事業団」という。）は、法人とするものとする。

### (事務所)

第三 事業団は、主たる事務所を東京都に置くものとする。

2 事業団は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができるものとする。

### (資本金)

第四 事業団の資本金は、設立に際して政府から出資される八億円と事業団に承継される日本海外移住振興株式会社に対する政府の

出資額との合計額とし、政府がその全額を出資するものとする  
こと。

2 政府は、必要があると認めるときは、事業団に追加して出資  
することができるものとする。

(役員)

第五 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事  
二人以内を置くものとする。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事四人  
以内を置くことができるものとする。

(役員の仕事及び権限)

第六 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理するものとする  
こと。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業  
団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、  
理事長が欠員のときはその職務を行なうものとする。



3 監事は、事業団の業務を監査するものとする。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは理事長又は理事長を通じて外務大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第七 理事長及び監事は、外務大臣が任命するものとする。

2 理事は、外務大臣の認可を受けて理事長が任命するものとする。

(役員の内期)

第八 理事長及び理事の内期は、四年とし、監事の内期は、二年とする。ただし、補欠の役員の内期は、前任者の残任期間とするものとする。

2 役員は再任されることができるものとする。

(役員の内格条項)

第九 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

のとする事。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

（運営審議会）

第十 事業団に、運営審議会を置くこと。

2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議すること。

3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができるとすること。

4 運営審議会は、委員十五人以内で組織すること。

5 委員は、事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命すること。

6 委員の任期は、二年とすること。

（業務の範囲）

第十一 事業団は、第一の目的を達成するため次の業務を行なう。

- 一 海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうこと。
- 二 海外移住に関し、相談に応じ、及びあつせんを行なうこと。
- 三 移住者に対して、訓練及び、講習並びに、渡航費の貸付け及び支度金等の支給を行なうこと。
- 四 移住者の渡航に関し、宿泊施設の提供、引率その他援助及び指導を行なうこと。
- 五 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について相談に応じ、及び指導を行なうこと。
- 六 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行なうこと。
- 七 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあつせんを行なうこと。
- 八 移住者及びその団体で海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付

け、及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証すること。

九 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者（移住者及びその団体を除く。）に対し、その者が移住者をその事業に受け入れることが確実であり、かつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに関してその事業に必要な資金を貸し付けること。

十 前九号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、第一の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

2 事業団は、前項第十一号に掲げる業務を行なおうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項に掲げる業務を外国において行なう場合には、当該国の法令の定めるところによるものとする。

（業務の委託）

第十四 專業団は、必要があるときは、外務大臣の認可を受けて、その指定する地方公共団体その他の団体に第十一第一項各号に掲げる業務（第二号に掲げる業務のうちあつせんに係る業務及び第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る業務を除く。）の一部を委託することができるものとする。

（基本方針）

第十三 外務大臣は、毎事業年度、事業団の業務について基本方針を定め、当該事業年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

（業務方法書）

第十四 專業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とすること。

（区分経理）

第十五 專業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところ

ろにより、それぞれその他の經理と区分し、特別の勘定を設けて整理するものとする。

一 第十一第一項第三号に掲げる業務のうち渡航費の貸付けに係る業務及びこれに附帯する業務に係る經理

二 第十一第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る經理

三 第十一第一項第八号及び第九号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る經理

(事業計画等の認可)

第十六 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とすること。

(財務諸表)

第十七 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当

該事業年度の終了後四月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けるものとする。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があるときは、事業団の申し出により、二月をこえない範囲において、前項の期間を延長することができる。

3 事業団は、第一項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけるものとする。

(利益及び損失の処理)

第十八 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てること。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、

前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理すること。

(交付金の交付)

第十九 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができるとすること。

(監督)

第二十 事業団は、外務大臣が監督するものとする。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるとすること。

(連絡等)

第二十一 事業団は、その業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 地方公共団体は、事業団に対し、その業務の運営について協力



するより努めるものとする事。

(解散)

第二十二 事業団の解散については、別に法律で定めるものとする事。

(協議)

第二十三 外務大臣は、次の場合にはあらかじめ大蔵大臣に協議しなければならぬものとする事。

一 業務方法書、事業計画、資金計画、予算等を認可しようとするとき。

二 財務諸表等を承認しようとするとき。

三 財産の処分等の制限、財務及び会計等に関する省令を定めようとするとき。

四 余剰金の運用に関する指定等をしようとするとき。

2 外務大臣は、次の場合にはあらかじめ関係各大臣に協議するものとする事。

- 一 第十一の第二項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第十三に規定する基本方針を定めようとするとき。

(副則)

第二十四 必要な副則を定めるものとする。

(附則)

第二十五 必要な附則を定めるものとする。

事業団の設立手続等、税法上の特別措置法等について必要な規定を定めるものとする。

